

安定ヨウ素剤 事前配布説明会のお知らせ

照会 危機管理課 ☎ 0537-81119

県と市では、万が一の原子力災害に備え、災害時に確実に安定ヨウ素剤を服用していただくため、安定ヨウ素剤を配布しています。対象となる人には個別に通知を郵送します。通知を確認後、説明会へご参加いただきますようお願いいたします。

今回の安定ヨウ素剤の配布対象者

- ▶ 生後1カ月以上の人で安定ヨウ素剤を受け取っていない人
 - ▶ 平成28年度と平成29年度に安定ヨウ素剤を受け取った人
- ※基準日は本年4月15日(月)です。基準日以降に転入、出生の人は来年度の配布対象となります。今回配布を希望する場合は、住民票などの転入や出生を証明できるものを持参し、説明会場の受付窓口で申し出てください。
- ※平成28年度と平成29年度に安定ヨウ素剤を受け取っている人は、薬剤の使用期限が切れるため、新しい薬剤との交換になります。

安定ヨウ素剤の事前配布を受ける準備と持ち物

- ① 郵送された通知に同封のチェックシートを記入し、当日持参する
- ② 通知に同封されている整理券も持参する
- ③ 服用中の薬がある場合は、薬の名前が分かるもの(お薬手帳など)を持参する
- ④ 平成28年度、29年度に安定ヨウ素剤を受け取った人は、現在保管してある薬剤を持参する(紛失した場合は、受付でその旨を申し出てください)

説明会に参加する際の注意点

- ▶ 配布対象者本人でなくても、世帯代表者(同一世帯で18歳以上の人)が世帯全員分の安定ヨウ素剤を受け取ることができます。対象者全員分の整理券、チェックシート、平成28年度と平成29年度に配布した使用期限の切れる薬剤をお持ちください
- ※代理受領を希望する場合は、代理受領者の身分確認書類(運転免許証や保険証など)をお持ちください。説明会では、配布対象者全員の健康状態、既往症、服用中の薬の状況などを確認します。安定ヨウ素剤を代理で受け取る人は、事前に確認しておいてください。
- ▶ 何らかの理由で薬剤の受け取りを断った人については、通知が郵送されません。薬剤の配布を再希望する場合は、照会先へ連絡ください

当日の流れ

①	受付	来場者の確認と使用期限切れの薬剤回収。できる限り指定時間に来場ください
②	説明	薬剤の服用上の注意などを映像で説明。既に映像をご覧になった方は省略可能
③	確認	薬剤師や看護師、保健師がチェックシートの内容を確認します。必要に応じて医師が問診し、安定ヨウ素剤をお渡しできるか判断します
④	配布	③の結果、安定ヨウ素剤をお渡しできると判断された人に薬剤をお渡しします